

古低対崎鎮座之處。爲波瀾社地沈没。中古遷座於今地也。』とある。小鹽の白山社といふものは、明治四十二年四月貴船神社に合併せられて居る。

トキ 朱鷺 鴉又は桃花鳥とも書かれ、古名はツキで異名をタフといふこともある。大形の涉禽で、一見鴉に似るが、嘴頗る偉大で圓筒形をなし、下方に彎曲し、頭部前半は赤色の皮膚を裸出し、尾は短く、全身白色を呈し、翼の裏面・風切羽及び尾羽は鮮麗な淡紅を帯びて、所謂とき色の語源をなすものである。藩政時代では金澤附近の放鷹で、藩侯がそれを獲た記録がいくらかある。元祿十年の喪の名残に載せる附句に、『山の横手を鴉ならび行 北枝』、又同十四年の射水川に、『木枯や一羽吹る、鴉の色 北人』とあるも是である。明治以後殆どその棲息を見なかつたが、昭和五年羽咋郡邑知湯畔に之を發見し、同年禁獵區を設定して保護することとし、次いで昭和九年十二月天然紀念物に指定せられた。

トギ 富來 羽咋郡富來は、領家町・地頭町・高田を併せた總稱で、一に富來町村ともいうた。元祿の十村書上には、領家町・地頭町を特に富木といふとある。本來富木であつたのが、佳字を擇んで富來となつたのであらう。しかし後世も簡易に従うて富木とも書かれてゐる。能登名跡志に、『富木とは惣名に而、此邊の郷名也。町中に富木川とて流る。川の東は地頭町村、西は領家町也。其外七海浦・町本郷村などとして入交り、家數五百軒許あり。不殘商家にて、八兵衛齊藥・歌仙貝などあり。繁昌成所也。御收納藏・諸士の藏宿等あり。林氏十村役也。』と記する。

トギイン 富來院 羽咋郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録に、『富來院、拾伍町九段八、建保元年檢立田定。同院内酒見村、貳町八段壹、建保二年立券狀。』とあり、得江文書貞和二年五月得江九郎頼員の軍忠狀には富來院内木尾嶽とある。酒見村・木尾嶽共に後の富木院に屬する。

トギイン 富木院 羽咋郡に屬し、藩政時代では、七海・小室・廣地・江添・大西・貝田・田中・和田・今田・八幡・八幡座主・飯室・給分・中泉・相坂・里本江・草江・稻敷・稻木・大島居・大福寺・酒見・相神・中濱・高田・地頭町・領家町の二十七ヶ村を含んで居た。

トキエダシヨウザエモン 時枝庄左衛門 大聖寺藩士で前田利直に仕へ、水練の達人として名を知られた。

トキカタニ 鶴ヶ谷 ↓トガタニ 鶴ヶ谷。**トキガネ 時鐘** (一)金澤城—金澤城内の時鐘は、藩末に權現堂の門側、甚右衛門坂の上にて在つたので、俗に權現堂の時鐘とも言はれた。その起原は承應元年で、當時の位置は不明であるが、矢張り權現堂附近であつたのであらう。元祿元年七月三日權現堂から越後屋敷に轉せしめ、享保十年二月には改鑄の爲鶴丸の早鐘を代用し、鶴丸には天徳院の時鐘を用ひた。四月十五日新鐘成り、廿六日之を越後屋敷に懸けたが、十二年八月又割れたので、鶴丸の時鐘を釣り代へ、十月十八日新鐘成つた。次いで寶曆九年四月の火災に時鐘焼け、更に鶴丸の時鐘を用ひたが、明治七年九月四日時鐘成り、この度は越後屋敷に置かずして權現堂に吊し、その後三ヶ丸に轉じたこともあつたが、復もとの權現堂に移した。

(二)竹澤御殿—前田齊廣の時、その莖裝竹澤御殿に別に時鐘を設けて城内のものと同併用することにした。この鐘は初め文政六年五月廿八日金澤油木山の鑄物師横河九左衛門に造らせたものを搦いたが鳴らなかつたので、改めて能登中居の北村重兵衛に鑄造せしめ、六月三日之を試みたが矢張り結果不良であつた。因つて更に野町の村山四郎兵衛に鑄造せしめ、十月廿七日からそれを用ひた。この時鐘は七年七月齊廣卒去の後廢した。その中居鑄造の時鐘は天徳院に寄進せられて、七年八月廿七日搦初を行ひ、現に同寺に存する。又村山鑄造のものはその後城内の時鐘に用ひられ、現に百間堀に据えてある。

(三)小松—能美郡小松の時鐘は城外御馬出の町會所に在つて、宮崎寒雉の鑄造に係り、寛文三年六月から朝夕の六つ時を報じたが、安永五年二月十五日から半時毎に一聲を撞き、明治二年五月八日から晝夜二十四時に改めた。

(四)大聖寺—江沼郡大聖寺町の時鐘は、寛文七年四月藩主前田利明の命により、京都の工人鳥居和泉大掾藤原宗久が下向し、岡村で鑄造したものといはれ、奉行は山田久左衛門尉藤原重嘉、鐘銘は儒臣河野春察通英の記する所であつた。撞初は同年七月十七日であつた。

トギガハ 富來川 源を羽咋郡切留の山中に發し、南流して尊保に至り、西方より一支流を容れ、西南に流れ、田中附近に於いて又北方より一支流を合はせ、富來に至つて海に注ぐ。流程一五軒。その上流では河内川とも貝田川ともいふ。

トギキンザン 富來金山 羽咋郡富來附近に亘り、別に富來に砂金鑛區がある。鑛山の母岩は輝石安山岩・變朽安山岩で、鑛床は母岩の裂隙を充填する含金銀石英脈である。大正十三年一たび廢坑となつたが、昭和十三年以來復之を採掘した。

トキクニ 時國 鳳至郡下町野郷に屬する部落。能登名跡志に、『上時國・下時國・大川・曾々木とて別れてあり。御收納藏あり、高田寺とて眞言宗あり。時國兩家の菩提所なり。東の坊とて同宗の小庵あり。氏宮八幡宮に、八月十六日毎歲祭禮には歌舞伎あり。曾々木といふは町野川の湊にて、少々商家等もあり、下時國村入交なり。』とある。明治に至り時國・南時國に分ち、次いで西時國・南時國とした。その西時國は下時國・水門・曾々木に分かれ、南時國には上時國・曾々木があり、曾々木は双方の入會である。

トキクニイシ 時國石 鳳至郡西時國に産する石材。石英粗面岩質凝灰岩にして、長石類の殆ど分解陶化したものである。質は粗にして脆い。

トキクニウチ 時國氏 鳳至郡南時國の舊家で、今もその屋敷は一六四一坪、建築は二七四坪の、農家としては堂々たる外觀を有してゐる。元祿八年同家から代官に届出た文書によると、母屋は文明十五年建造の桁間二十四間梁間十間のもの、臺所は天正十八年改築の三間十一間の庇、その他土蔵八間三間半、酒蔵七間四間、馬屋十二間六間半、稻蔵九間八間であつたから、それだと總建築四七九坪の時代もあつた譯である。又西時國にはその分家がある。能登名跡志に、『上時國村。日野氏右馬助とて一軒百姓なり。公領第一の高持